

一般事業主行動計画

社会福祉法人六心会では、次世代育成支援対策推進法に基づき、職員の仕事と子育ての両立を支援するための行動計画を策定しています。

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 社会福祉法人六心会 行動計画

両立支援制度を充実させ、誰もが個々の能力を十分に発揮し、継続して勤務できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間： 令和 6 年12月 1 日 ~ 令和10年 3 月31日

2. 内 容：

【目標1】 計画期間内に育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員 10%以上

女性職員 85%以上

〈目標を達成するための方策と実施時期〉

令和6年12月から

- ・法人内各施設において、両立支援窓口担当者を選任し、職員へ周知を行う。
- ・育児休業等に関する案内資料を作成し、職員に周知を行う。
特に男性職員の育児休業等に関する周知を行う。

令和7年1月から

- ・出産予定職員や育児中の職員に対して、個別の相談会を開催する。

令和 7 年 4 月から

- ・育児休業取得率を確認し、次への対策を検討する。

【目標2】 女性の非正規職員から正職員への転換を促進する。

〈目標を達成するための方策と実施時期〉

令和 6 年12月から

- ・女性非正規職員の現状把握と、正社員転換への課題のヒアリング

令和 7 年4月から

- ・ヒアリングにより抽出された課題解決への検討

【目標3】 法人独自の育児を目的とした休暇制度の検討

令和 6 年12月から 検討委員の選任

令和7年4月から 法人独自の育児を目的とした休暇制度に対するニーズの調査

令和7年10月から 具体的な育児を目的とした休暇制度についての検討

令和8年4月から 法人独自の育児を目的とした休暇制度の運用を開始する。